s	水力発電設備（既設導水路活用型リプレース）	5,000kW以上30,000kW未満
M	バイオマス発電設備（メタン発酵ガス化発電（バイオマス由来）	－
1	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW未満
N	バイオマス発電設備（間伐材等由来の木質バイオマス）	2,000kW以上
t	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス）	20,000kW未満
u	バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス）	20,000kW以上
Q	バイオマス発電設備（建築資材廃棄物）	－
R	バイオマス発電設備（一般廃棄物・その他のバイオマス）	－

（注８）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽光発電設備の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、１０ｋＷ未満になる場合は、様式第４により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。

（注９）　太陽光発電設備の設置形態（屋根置き又は地上設置）に変更がある場合に記載すること。

（注１０）太陽光発電設備についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」を記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は、日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注１１）出力２０ｋＷ未満の風力発電設備についてのみ記載し、風車の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「型式番号」及び「ＮＫ認証番号」（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）を記載すること。また、当該欄の変更をする場合は、発電設備の内容を証する書類を添付すること。

（注１２）配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
太陽光発電設備の場合　　Ｚ：全量配線、Ｙ：余剰配線
太陽光発電設備以外の場合
Ａ：１の需要場所に１引込の配線とする。
Ｂ：１の需要場所を２つの需要場所に分割し、需要場所ごとに１引込の配線とする。
Ｃ：電気事業法施行規則附則第１７条に規定する需要場所の特例により、１の需要場所に２引込の配線とする。

（注１３）保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。

（注１４）再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。

（注１５）事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。

（注１６）認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。

（注１７）認定計画情報を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。

（注１８）公的機関の発行する書類については、発行日から３ヶ月以内の原本に限る。

（注１９）太陽光発電設備の場合は添付不要。また、風力発電設備の場合は、風力発電設備の製造事業者名、型式番号及びＮＫ認証番号（一般財団法人日本海事協会が実施している型式認証の認証番号をいう。）が分かる書類を添付すること。

（注２０）発電出力を変更する場合に添付すること。

（注２１）設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」又は「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けていた場合で、これらの補助金を返還する場合には、返還後に当該補助金が返還されたことが分かる書類を速やかに提出すること。

（注２２）項目欄が不足する場合、欄を追加すること。

（注２３）燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。

〔燃料区分〕
Ａ：メタン発酵ガス、Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、Ｃ：一般木質バイオマス・農作物の収穫に伴って生じるバイオマス（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、Ｄ：建設資材廃棄物、Ｅ：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、Ｆ：その他（助燃剤等）

（注２４）燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注２５）使用燃料がメタン発酵ガスである場合は、備考欄に原料名を記載すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。